

総合公園利用案内

- 管理所 : 行橋総合公園管理所
TEL : 0930-24-4000 FAX : 0930-24-4737
- 定休日 : 火曜日(祝日の場合は、翌平日に振替)、年末年始及びその他休館日
- 公園利用について ※必ずお読みください。

- ① 行橋総合公園内への危険物(他者へ危害を及ぼす可能性のある物品)の持込は禁止です。

【利用禁止品】硬球, 金属バット, ゴルフ, 花火, 発電機, 等
その他管理者が危険物と判断した物

- ② 公園利用時は、周辺に十分注意し、安全にご利用ください。
- ③ ペット同伴時は、必ずリードを装着ください。
- ④ 芝生広場及び子供広場の一部及び全部分を専有して利用する場合は、行橋総合公園管理所への事前申告及び利用許可が必要です(区分及び使用料は下表参照)。

別表第6(第27条関係)

都市公園使用料			
区分	単位	金額(円)	
行商、募金その他これらに類するもの	日	1件	320
露店	日	1㎡	110
業として写真を撮影するもの	日	写真機1台	110
業として映画を撮影するもの	日	映写機1台	320
興行、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うもの	日	100㎡	320

- ⑤ ゴミはお持ち帰りください。行橋総合公園の美観向上にご協力をお願いします。
- ⑥ 公園内で事件・事故及び不適切と考えられる利用状況等があった場合は、行橋総合公園管理所にご連絡をお願いします。
- ⑦ 不適切な公園利用と判断した場合は、公園の利用をお断りする場合があります。
- ⑧ 公園利用にあたり、公園施設及び施設備品等を、破損及び汚損させた場合は、損害分を利用者に請求する場合があります。
- ⑨ 公園内での事故及び傷病等については、公園施設の不備に伴う責が無い場合は、公園側は一切の責任を負いません。当事者同士で解決してください。

● 公園を専有して利用するまでの流れ

① **お問い合わせ(電話)**

利用日・利用箇所・利用面積・利用人数等を決めて、お電話にてお問合せください。なお、利用面積はお電話では決定できませんので、お電話での予約はできません。



② **事前打ち合わせの実施(来園)**

打ち合わせ日は、事前でお電話にて調整ください。利用面積等について、協議させていただくため、過去利用された場合でも一度打ち合わせをお願いいたします。



③ **公園内行為(使用)許可申請書の提出(FAX、メール、来園)**

電話で問い合わせされた内容に基づき、公園内行為(使用)許可申請書の提出をお願いいたします。仮予約はなく提出をもって予約となりますので、お問合せ後速やかに提出をお願いします。提出がない場合、他の予約が入る場合がございます。

なお、公園内行為(使用)許可申請書は本資料の様式をご利用ください。

➤ FAX : 0930-24-4737

➤ メール : ssykhs(アット)oriconsul.com ※(アット)は@に変換してください。



④ **当日受付から利用(来園)**

当日、市民体育館にて受付(料金支払、検温)のあとご利用となります。受付後、マナー・ルールを守ってお楽しみください。

利用終了後は、現状復旧のうえ、市民体育館まで利用終了の報告をお願いします。

● キャンセル規定

➤ 利用予定日の3日前までキャンセル料はいただきません。

➤ しかし、これを過ぎると100%のキャンセル料をいただきます。

区分	利用予約~3日前	2日前~	当日
キャンセル料	なし	100%	100%

※連絡はFAX、メールが原則です。電話の場合はキャンセルを受けかねる場合もございますので予めご了承ください。

※屋外施設の場合、雨天時のキャンセル料は請求いたしません。ただし、雨天判断はお客様ではなくシキサイト行橋が行うものとし、事前に連絡がない場合は雨天時であっても無断キャンセルとみなしキャンセル料をご請求させていただきます。

公園内行為(使用)許可申請書

年 月 日

行橋市体育施設・行橋市宿泊型研修施設・行橋総合公園

指定管理者

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 殿

申請者
申請番号: _____
住所 〒 _____

氏名 _____

電話番号 _____

条例第5条第1項の規定により、次の通り申請します。

1. 公園名及び 行為を行う場所			
2. 行為の目的			
3. 行為の区分 及び内容	区分	内容	
	区分	内容	
4. 行為の数量		5. 予定使用人数	人
6. 行為の期間	期間		日数
	始期:	年 月 日 時	日
	終期:	年 月 日 時	
7. 使用料	算出式		金額
			円
8. 原状回復の方法			
9. その他			

備考

「行為の種類」は、条例別表6の分類を記入し、「行為の内容」は、その具体的な内容を記入してください。

「行為の数量」は、行為面積を必ず記入してください。

※見取図を添付してください。(行為を行う場所の範囲、面積が明らかなものは省略可)

別表第6(第27条関係)

都市公園使用料			
区分	単位	金額(円)	
行商、募金その他これらに類するもの	日	1件	320
露店	日	1㎡	110
業として写真を撮影するもの	日	写真機1台	110
業として映画を撮影するもの	日	映写機1台	320
興行、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うもの	日	100㎡	320